

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 25 年 5 月 10 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成 25 年 5 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、  
神崎市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町及びみやき町、東松浦郡玄海町  
並びに藤津郡太良町